

三田市心道会館の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行				改正案			
第1条～第14条 省略 別表(第6条関係)				第1条～第14条 省略 別表(第6条関係)			
室名	使用料		備考	室名	使用料		備考
	昼間 午前9時～午後5時 1時間当たり	夜間 午後5時～午後9時 1時間当たり			昼間 午前9時～午後5時 1時間当たり	夜間 午後5時～午後9時 1時間当たり	
第1フローア	500円	600円		第1フローア	500円	600円	
第2フローア	500円	600円		第2フローア	500円	600円	
備考 1 使用者が本市以外の住民又は団体の場合は、使用料の2倍の額とする。 2 暖房設備を使用する場合は、使用料の2割増しとする。 3 最低使用時間の単位は1時間とする。その後の超過時間に端数が生じたときは、これを1時間とする。 4 使用料の算定において10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。				備考 1 使用者が本市以外の住民又は団体の場合は、使用料の2倍の額とする。 2 空調設備を使用する場合は、使用料に1時間当たり350円を加算する。 3 最低使用時間の単位は1時間とする。その後の超過時間に端数が生じたときは、これを1時間とする。 4 使用料の算定において10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。			